

平成十八年十二月五日提出
質問第二〇七号

臨床心理士の国家資格化に関する質問主意書

提出者
糸川正晃

臨床心理士の国家資格化に関する質問主意書

いじめ問題などへの取り組みには様々な方策があるなかで、学校へのスクールカウンセラーの配置があり、いじめに対する相談体制の場の提供という面ではそれなりの効果をあげている。しかし、スクールカウンセラーとして主に配置されている臨床心理士は民間の資格であるため、学校内における発言力などにもおのずと限界がある。いじめ問題などへの各学校における根本的な対策としては、国家資格を持った心理に関する専門家の配置が不可欠であると考える。

従って、次の事項について質問する。

1 学校に配置されているスクールカウンセラーの実効性を高めるためには、位置づけ及び権限を明確化することが必要であり、そのためには国家資格を持った心理の専門家の配置が必要であるが、政府ではどう考えているのか。

2 今まで国会においては、臨床技術者の国家資格化について早急に検討を行うべき旨の累次の附帯決議が議決されている。政府として附帯決議に基づきどのような措置を行い、いつまでに結論を得ることとされているか伺いたい。

右質問する。